

○ 所得税基本通達

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p>法第35条((雑所得))関係 (雑所得の例示)</p> <p>35—1 次に掲げるようなものに係る所得は、雑所得に該当する。</p> <p>(1) 法人の役員等の勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの</p> <p>(2) いわゆる学校債、組合債等の利子</p> <p>(3) 公社債の償還差益又は発行差金</p> <p>(4) 定期積金に係る契約又は銀行法第2条第4項((定義等))の契約に基づくいわゆる給付補てん金</p> <p>(5) 通則法第58条第1項((還付加算金))又は地方税法第17条の4第1項((還付加算金))に規定する還付加算金</p> <p>(6) 土地収用法第90条の3第1項第3号((加算金の裁決))に規定する加算金及び同法第90条の4((過怠金の裁決))に規定する過怠金</p> <p>(7) 人格のない社団等の構成員がその構成員たる資格において当該人格のない社団等から受ける収益の分配金(いわゆる清算分配金及び脱退により受ける持分の払戻金を除く。)</p> <p>(8) 法人の株主等がその株主等である地位に基づき当該法人から受ける経済的な利益で、24—2により配当所得とされないもの</p> <p>(9) 令第183条第1項((生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等))、<u>令第184条第1項((損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等))</u>、<u>令第185条((相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算))</u>及び<u>令第186条((相続等に係る損害保険契約等</u></p>	<p>法第35条((雑所得))関係 (雑所得の例示)</p> <p>35—1 次に掲げるようなものに係る所得は、雑所得に該当する。</p> <p>(1) 法人の役員等の勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの</p> <p>(2) いわゆる学校債、組合債等の利子</p> <p>(3) 公社債の償還差益又は発行差金</p> <p>(4) 定期積金に係る契約又は銀行法第2条第4項((定義等))の契約に基づくいわゆる給付補てん金</p> <p>(5) 通則法第58条第1項((還付加算金))又は地方税法第17条の4第1項((還付加算金))に規定する還付加算金</p> <p>(6) 土地収用法第90条の3第1項第3号((加算金の裁決))に規定する加算金及び同法第90条の4((過怠金の裁決))に規定する過怠金</p> <p>(7) 人格のない社団等の構成員がその構成員たる資格において当該人格のない社団等から受ける収益の分配金(いわゆる清算分配金及び脱退により受ける持分の払戻金を除く。)</p> <p>(8) 法人の株主等がその株主等である地位に基づき当該法人から受ける経済的な利益で、24—2により配当所得とされないもの</p> <p>(9) 令第183条第1項((生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等))<u>に規定する生命保険契約等に基づく年金及び令第184条第1項((損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等))</u><u>に規定する損害保険契約等に基づく年金</u></p>

に基づく年金に係る雑所得の金額の計算))の規定の適用を受ける年金

- (10) 役務の提供の対価が給与等とされる者が支払を受ける法第204条第1項第7号（源泉徴収義務）に掲げる契約金
- (11) 就職に伴う転居のための旅行の費用として支払を受ける金銭等のうち、その旅行に通常必要であると認められる範囲を超えるもの
- (12) 役員又は使用人が自己の職務に関連して使用者の取引先等からの贈与等により取得する金品

（年金に代えて支払われる一時金）

35—3 令第183条第1項、令第184条第1項、令第185条又は令第186条の規定の対象となる年金の受給資格者に対し当該年金に代えて支払われる一時金のうち、当該年金の受給開始日以前に支払われるものは一時所得の収入金額とし、同日後に支払われるものは雑所得の収入金額とする。ただし、同日後に支払われる一時金であっても、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものは、一時所得の収入金額として差し支えない。

（注） 死亡を給付事由とする生命保険契約等の給付事由が発生した場合において当該生命保険契約等に基づく年金の支払に代えて受給開始日以前に支払われる一時金については、9—18参照。

（年金の種類判定）

35—4の2 令第185条の規定の適用において、その年に支払を受ける生命保険契約等に基づく年金が同条に規定する確定年金、終身年金、有期年金、特定終身年金又は特定有期年金であるかどうかは、当該年金の支払を受ける者の当該年金の令第185条第1項第1号に規定する支払開始日の現況において判定することに留意する。

令第186条の規定の適用において、その年に支払を受ける損害保険契約等に基づく年金が同条に規定する確定型年金又は特定有期型年金であるかどうかの判定も同様であ

- (10) 役務の提供の対価が給与等とされる者が支払を受ける法第204条第1項第7号（源泉徴収義務）に掲げる契約金
- (11) 就職に伴う転居のための旅行の費用として支払を受ける金銭等のうち、その旅行に通常必要であると認められる範囲を超えるもの
- (12) 役員又は使用人が自己の職務に関連して使用者の取引先等からの贈与等により取得する金品

（年金に代えて支払われる一時金）

35—3 令第183条第1項に規定する生命保険契約等に基づく年金の受給資格者に対し当該年金に代えて支払われる一時金のうち、当該年金の受給開始日以前に支払われるものは一時所得の収入金額とし、同日後に支払われるものは雑所得の収入金額とする。ただし、同日後に支払われる一時金であっても、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものは、一時所得の収入金額として差し支えない。

（注） 死亡を給付事由とする生命保険契約等の給付事由が発生した場合において当該生命保険契約等に基づく年金の支払に代えて受給開始日以前に支払われる一時金については、9—18参照

（新 設）

ることに留意する。

(保証期間における当初年金受取人の契約年額と当初年金受取人以外の者の契約年額が異なる場合)

35—4の3 その年に支払を受ける生命保険契約等に基づく年金が令第185条第1項第4号に規定する特定終身年金又は同項第5号に規定する特定有期年金である場合において、支払総額見込額の計算の基礎となる年数が保証期間年数とされるもので、同項第8号に規定する当初年金受取人に係る契約年額と当初年金受取人の死亡後その親族その他の者(以下、この項において「当初年金受取人以外の者」という。)に係る契約年額とが異なるときにおける同条の規定の適用については、当該支払総額見込額は、当初年金受取人の契約年額に当初年金受取人に係る支払開始日余命年数を乗じて計算した金額と当初年金受取人以外の者の契約年額に保証期間年数と当該支払開始日余命年数との差に相当する年数を乗じて計算した金額の合計額とする。

令第186条の規定の適用において、その年に支払を受ける損害保険契約等に基づく年金が同条第1項第2号に規定する特定有期型年金である場合も同様であることに留意する。

附 則

(経過的取扱い)

この法令解釈通達の改正後の取扱いは、平成22年10月20日以後に行う令第183条に規定する生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算、令第184条に規定する損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算、令第185条に規定する生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算又は令第186条に規定する損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算について適用する。

(新 設)